

## 那覇市固定資産税課税免除手続き等について

### 1 申請手続きについて

#### (1) 手続きの流れ

	事業所等	留意点	那覇市
12月 まで	課税免除申請相談	※ご来課の際は、市担当まで事前にご連絡ください。 那覇市役所資産税課 土地、家屋、償却資産各担当 本庁舎3階41番窓口 TEL098-862-5320/FAX098-861-1297 E-mail: naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp	①償却資産申告書の一斉送付に合わせて、対象事業者へ課税免除関係書類を送付する。 ②申請案内を市ホームページへ掲載する。
1月	償却資産申告書提出	①提出期限は、毎年1月末日です。 ②備考欄に当該地域と課税免除申請と記載してください。 ※詳しくは、市ホームページ掲載の『償却資産申告の手引き』をご確認ください。	
1月 ～(3月)	課税免除申請書受付	①申請に係る書類一式を償却資産申告書と同時に提出ください。 ②照会に対応する担当者の連絡先等をお知らせください。	
1月 ～3月	照会回答・追加資料 提出		書類審査・入力・照会・追加資料提出・修正依頼等
4月初旬			課税免除決定通知書作成及び発送

### 2 留意事項

#### ①償却資産申告書と課税免除申請書について

償却資産申告書と課税免除申請書に整合性を図って作成してください。

(例) よくある相違・・・資産の種類が合わない、減少・増加資産が合わない等

#### ②課税免除対象資産とは

新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものになります。

※対象外資産とは（例）

- ・管理部門など他部署と共有使用する資産や福利厚生のための資産（ロッカー、ソファなどの家具、複写機、パソコン、シュレッダー、分煙室、休憩室など）
- ・内装補修工事、フロア内の照明・換気・空調設備・LAN 配線工事等構築物、一般的なセキュリティ設備に係る機器（防犯用入室管理システム一式、監視カメラ一式など）
- ・買換えや移設によるもの

③既存設備の取替え又は更新について

生産能力が従前に比して相当程度（概ね 30%）以上増加した部分について按分して算出すること。※生産能力は、当該機械等のもつ客観的能力

④申請について

最大 5 年間の課税免除期間中、毎年申請書類を提出する必要があります。

提出書類	『那覇市固定資産税課税免除申請提出書類一覧およびチェックリスト』に記載の提出書類を紙文書 2 部及び紙文書を電子データにして（CD-R 等）で提出すること。
作成方法	①書類は全て A4 版に統一し、別紙 1～3 はエクセル形式で作成すること。※様式は市ホームページからダウンロードした最新版をご使用ください。 ②インデックス等を付し提出書類リストの表示番号順に並べること。 ③長編とじてドッチファイル等により編てつすること。
提出方法	資産税課窓口または郵送で提出すること。 〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 資産税課（本庁舎 3 階 41 番窓口）